

議案第51号

北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更について

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

江別市長 後藤 好人

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。